

# 老人保健施設りは・くにくさ通所リハビリテーション（介護予防通所 リハビリテーション）運営規程

## （運営規程設置の主旨）

**第1条** 社会福祉法人あと会が開設する老人保健施設りは・くにくさ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

**第2条** 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画または介護予防サービス・支援計画書（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

- 第3条** 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 長年住み慣れた地域社会の中での療養、すなわち生活ニーズと保健医療ニーズの両方に対応できる利用者本位の看護・介護を目標とし、スタッフの教育に力を入れて活気あふれる施設を目指し、また地域、関係機関、並びに家族との連携を密にして、老人の自立、早期家庭復帰の実現するような運営を図るものとする。

## （施設の名称及び所在地等）

**第4条** 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 施設名   | 老人保健施設りは・くにくさ       |
| (2) 開設年月日 | 平成8年7月1日            |
| (3) 所在地   | 広島県広島市安芸区阿戸町485番地の1 |

- (4) 電話番号 082-856-0600 FAX 番号082-856-0633  
 (5) 管理者名 築家 大介  
 (6) 介護保険指定番号 3450180033

**(従業者の職種、員数)**

**第5条** 当施設の従事者の職種、員数は、以下のとおりであり、必要数については法令の定めるところによる。法令の定める配置基準を満たしている。

職種	配置人員	備考
医師（管理者）	1	常勤兼務
介護職員	9	常勤6人、非常勤3人
管理栄養士	1	常勤兼務
理学療法士	6	常勤1人、非常勤5人
作業療法士		
言語聴覚士		

- 2 その他必要に応じて雇用することがある。

**(従業員の職務内容)**

**第6条** 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (3) 管理栄養士は、利用者の食事・衛生管理、栄養相談、献立の作成を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所サービス利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

**(代理及び代決)**

**第7条** 管理者が事故等により職務を遂行できない場合は、副施設長及び事務長がその職務を代理する。

- 2 前項の規定により管理者職務の代理をした者は、あらかじめ管理者が定めた事項のほか、必要と認める事項を管理者に報告しなければならない。

**(職員の勤務条件)**

**第8条** 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人あと会の就業規則による。

**(営業日及び営業時間)**

**第9条** 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日まで及び祝祭日（ただし1月1日～1月3日までを除く）
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。ただし、利用者の希望に応じて午前8時30分から午後7時まで延長するものとする。

(利用定員)

第10条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第11条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション計画に基づき、個別リハビリテーションを実施する。

(利用者負担の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用料の徴収に当たっては、明細を付した領収書を発行する。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

広島市安芸区、呉市焼山、東広島市黒瀬町、海田町、熊野町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 喫煙は、施設内の喫煙スペース以外できないこと。安全管理上、必要に応じてタバコ及びライターは施設が預かるものとする。
- (2) 指定した場所以外で火気を用いた、自炊することを禁止する。
- (3) 設備・備品の利用は、その本来の用途に従って利用すること。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みは、紛失の原因になるので、マジック等で消えないように必ず氏名を書くこと。
- (5) 通所リハビリテーション提供時間内の、医療機関の受診は原則出来ない。
- (6) ペットの持ち込みは、原則持ち込めないこと。
- (7) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。

- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策については、「老人保健施設は・くにくさ防災規程」に定めるものとする。

#### (職員の服務規律)

**第16条** 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員は職務内容の充実と向上を図るために、2ヶ月で4回開催される職員会議に1回出席するものとする。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

**第17条** 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (職員の健康管理)

**第18条** 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。  
ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

#### (衛生管理)

**第19条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行うものとする。

- (1) 調理作業に着手する前には、必ず手指を石鹸等で洗浄すること。
- (2) 調理作業に着手する際は、頭髪を頭巾等で覆い、衣服は清潔なものを着用し、3日に1回更衣すること。
- (3) 履物は、調理場専用のものを用いること。
- (4) 調理場内において、更衣・喫煙・不潔な行為はしないこと。

(5) 爪は常に短く切り、手指などが化膿性疾患等に罹った場合は、医師が指導する間、直接食品又は食事に関する業務は行わないこと。

- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 施設内の清掃、環境の美化に努めるものとし、鼠族、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、その発生を確認した時にはその都度駆除を実施する。
- 5 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

#### (守秘義務及び個人情報の保護)

**第20条** 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

**第21条** 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

**第22条** 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人あと会の理事会において定めるものとする。

#### 附 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成13年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成15年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成16年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成17年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成21年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成22年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成25年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成26年3月1日より一部改正する。  
この運営規程は、平成26年4月1日より一部改正する。  
この運営規程は、令和元年9月1日より一部改正する。